

令和8年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	5	府省庁名	厚生労働省
対象税目	☒ 個人住民税 ☐ 法人住民税 ☐ 事業税 ☐ 不動産取得税 ☐ 固定資産税 ☐ 事業所税 ☒ その他（徴収規定）		
要望項目名	労災保険制度の見直しに伴う税制上の所要の措置		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 労災保険の保険給付は、労働災害により、労働者、遺族等の被った損失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいう「所得」とは性質を異にするものである。よって、これらを標準としては、租税は課せられないこととしている。 ・特例措置の内容 労災保険制度の在り方について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において検討を行い、その結果等を踏まえて税制上の所要の措置を講ずる。		
関係条文	労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第12条の5第2項及び第12条の6 石綿による健康被害の救済に関する法律（平成18年法律第4号）第28条、第29条及び第67条 所得税法（昭和40年法律第33号）第10条 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第31条の2 地方税法（昭和25年法律第226号）第71条の5		
減収見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (—) (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 労災保険の保険給付は、労働災害により、労働者、遺族等の被った損失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいう「所得」とは性質を異にするものである。よって、これらを標準としては、租税は課せられないこととしている。 また、所得税法第10条第1項においては、政令で定める障害者等の350万円以下の預貯金等に係る利子所得等については、所得税を課さないこととされており、所得税法施行令第31条の2第4号においては、労働者災害補償保険法に基づく傷病（補償）等年金等を受けている者について、その対象となっている。 今般の女性の労働参加の進展や更なる就労形態の多様化等、労災保険制度を取り巻く環境の変化を踏まえ、労災保険制度における適用、給付、徴収に係る現代的課題について、労働政策審議会労働条件分科会労災保険部会において議論・検討を行う。 労災保険制度について、この結果等を踏まえた見直しを予定しており、これに併せて税制上の所要の措置を講ずる必要がある。 (2) 施策の必要性 労災保険給付として支給を受けた金品は、労働災害によって失われた被災労働者の稼得能力や遺族の被扶養利益の喪失をてん補し、その保護を図るために必要なものであることから、税法上にいういわゆる所得とは性質を異にしており、また、見直しの政策効果を高めるためには、併せて税制面の措置を講ずることが必要不可欠である。		
本要望に対応する縮減案	—		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	基本目標Ⅲ 働く人が安心して安全で快適に働くことができる環境を整備すること 施策大目標 3 労働災害に被災した労働者等に対し必要な保険給付を行うとともに、その社会復帰の促進等を図ること 施策目標 3－1 被災労働者等の迅速かつ公正な保護を図るため、必要な保険給付及び特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給を行うこと
		政策の達成目標	被災労働者の遺族の迅速かつ公正な保護を行うために、女性の労働参加の進展等を反映した労災保険給付を行うことにより、セーフティネット機能の強化を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	—
		同上の期間中の達成目標	—
		政策目標の達成状況	—
	有効性	要望の措置の適用見込み	—
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	—
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	国税についても同様の要望を行っている。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	既存の労災保険給付については、労働者災害補償保険法により非課税措置等が適用されており、労災保険給付に係る見直し後の給付についても、同様の取扱いとすることが適当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	—
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	—
	前回要望時の達成目標	—
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	—
これまでの要望経緯		労災保険給付に係る非課税については、複数事業労働者に係る制度見直しに合わせて令和２年度及び令和３年度に非課税措置等に係る税制改正要望を行った。